２０２７年度（令和９年度）
東北大学法科大学院入学試験　一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕から〔設問 3〕までに答えなさい。

令和８年３月 10 日、Ｘは、Ｙを被告として、1000 万円の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。Ｘの提出した訴状には「Ｘは、Ｙに対し、令和７年１月 20 日に、弁済期を１年後として 1000 万円を無利子で貸し付けた。約束の１年が経ったので、たびたび返済を求めているが、Ｙは一向に応じず、いまだ１円も返済されない。よって、Ｘは、Ｙに対し、1000 万円の支払を求める。」と記載されている。

本件訴訟の係属中、裁判所がＸ及びＹに対し「Ｙがｘに相応の金額を支払う方向で、和解に向けた話し合いをしてはどうか。」と働きかけたところ、双方がこれに応じたため、裁判所は新たに期日を指定し（以下「本件期日」という。）、Ｘ及びＹを呼び出した。

裁判所は、令和８年５月 29 日、裁判所内にある和解室（傍聴席は設けられておらず、当事者以外が立ち入ることはできない。）において、次のような手順で本件期日の手続を進行した。まず、Ｙを退室させてＸから言い分を聞いた。続いて、Ｘを退室させ、代わりにＹを入室させてその言い分を聞いた。最後に、再びＸを入室させて、Ｘ及びＹ同席のもとで和解を成立させ（以下「本件和解」という。）、立会いの裁判所書記官に和解調書を作成させた。

本件和解の内容は、次のとおりである。

> 第１項　Ｙは、Ｘに対し、令和７年１月 20 日付のＸＹ間の金銭消費貸借契約にもとづく貸金返還債務として 600 万円の支払義務があることを認める。
> 第２項　Ｙは、Ｘに対し、前項の金員を、令和８年６月 10 日限り、Ｘ名義のＳ銀行Ｔ支店の普通預金口座（口座番号 1234567）に振り込んで支払う。
> 第３項　Ｘ及びＹは、両者の間には、本和解調書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

〔設問 1〕

訴訟係属中に、受訴裁判所が関与する手続において訴訟当事者間に成立する和解のことを何というか。

また、その種の和解を調書に記載したときは、どのような効力が生ずるか。根拠となる条文を示しつつ、その具体的な内容を説明しなさい。

なお、和解に意思表示の瑕疵がある場合の効力については、検討しなくてよい。

〔設問 2〕

本件期日を、口頭弁論期日と評価することはできるか。

解答にあたっては、口頭弁論に妥当する諸原則を明らかにしたうえで、本件期日がそれらの原則に従ったものといえるかどうかを検討すること。

〔設問 3〕

本件和解の第 1 項に掲げられた金員につき、Y から、第 2 項の定めに従った支払がなかった。X は、相当の期間を定めて 600 万円の支払をするように Y に求めたが、当該期間が過ぎても Y からの支払はない。そこで、X は、本件和解を解除して改めて Y に貸し付けた 1000 万円全額の支払を求めることとした。

令和 8 年 7 月 20 日、X は、Y を被告として、令和 7 年 1 月 20 日付の XY 間の消費貸借契約にもとづく 1000 万円の支払を求める訴えを提起した（以下「本件後訴」という。）。本件後訴における口頭弁論期日において、Y は「X のいう 1000 万円の債権についてはすでに和解が成立しているから、新たな訴えを提起することはできないし、仮に訴えが適法であるとしても和解調書の内容と矛盾する主張は排斥される。」と主張した。

この場合において、裁判所は、本件後訴を適法と認めることができるか。また、本件後訴において X の請求の当否について改めて審理し、判決することができるか。〔設問 1〕で解答した内容を踏まえて、検討しなさい。